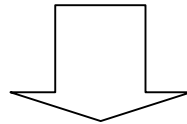


金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」のポイント

現行制度

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関



1 受託可能財産の範囲の拡大

財産権一般を受託可能化

2 信託業の担い手の拡大

基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

主なルール整備

参入基準

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託会社の業務内容に応じ区分： <ul style="list-style-type: none">) 維持管理型) 流動化型) 運用管理型 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参入基準の内容： <ul style="list-style-type: none"> 最低資本金 収支見込み 人的構成 参入資格（免許制等） |
|---|--|

組織形態

- ・ 株式会社が基本
- ・ その他の組織形態については必要性・妥当性を踏まえ検討
(注)なお、TLO (Technology Licensing Organization) については、積極的に検討
行為規制等

- ・ 財産的規制 ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止 ・ 監督規制 等
- ディスクロージャー

- ・ 市場への情報開示 ・ 取引の相手方への情報開示

受託者責任

- ・ 善管注意義務 ・ 忠実義務 ・ 分別管理義務 等

その他

- ・ 信託契約の取次ぎを行う者の範囲の弾力化
- ・ 信託業務の第三者委託に関するルール整備 等